

一時生活支援・居住支援等の あり方について

1 住居確保給付金について

住居確保給付金について

目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自立相談支援機関での月4回以上の面接支援 等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（求職活動等を誠実にを行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

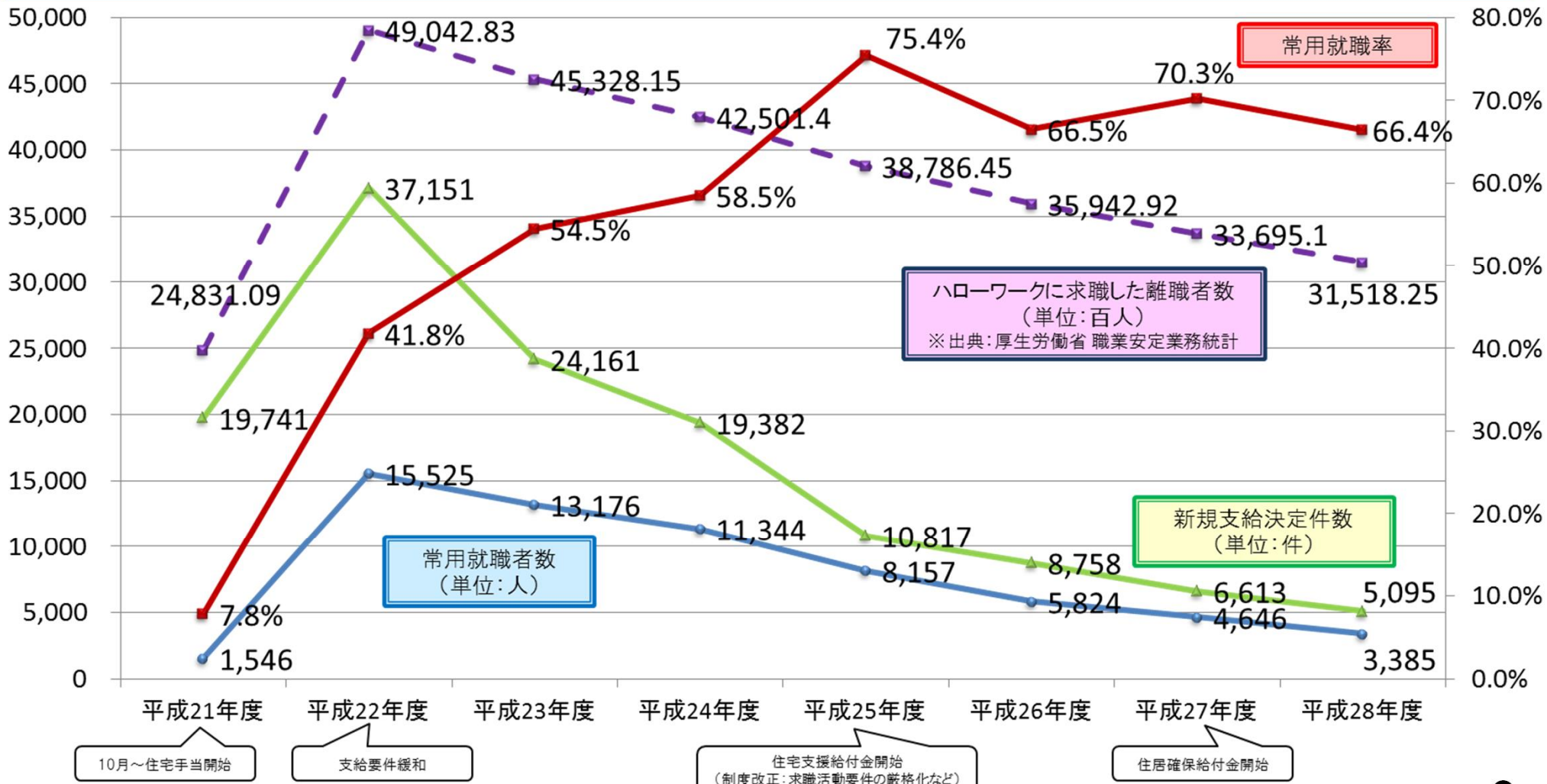


- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

住居確保給付金の実施状況

○ 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職(※)率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

(※)雇用契約によって、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)

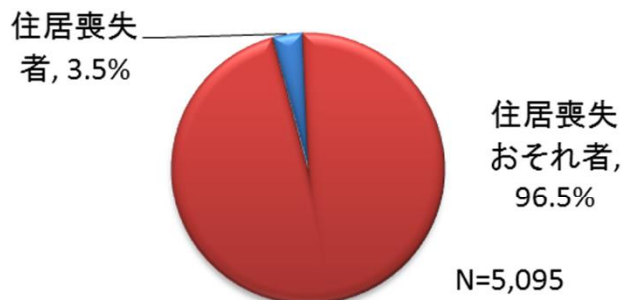


※ H27年度分は、住居確保給付金と住宅支援給付金(H27. 3末までに申請のあったもの)の合計値。

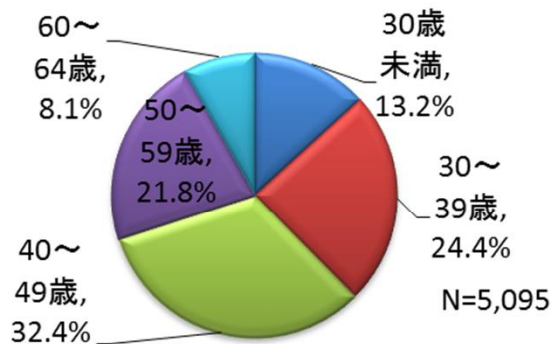
住居確保給付金の利用状況

- 住居確保給付金の利用者は、年齢別では、40～49歳が約3割、世帯構成では単身世帯が約6割である。
- 住居確保給付金の支給期間は原則として3ヶ月間(当初期間)であるが、当初期間中に再就職した者が約7割と最も高く、再就職に向けた効果的・効率的な給付であることが確認できる。
- 当初期間中に再就職した者の失業期間は約6割が3ヶ月以内であり、早期に常用就職に結びつく者の失業期間は短い傾向にある。

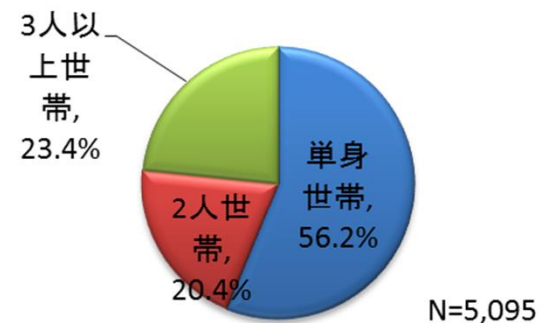
1. 住居の状態



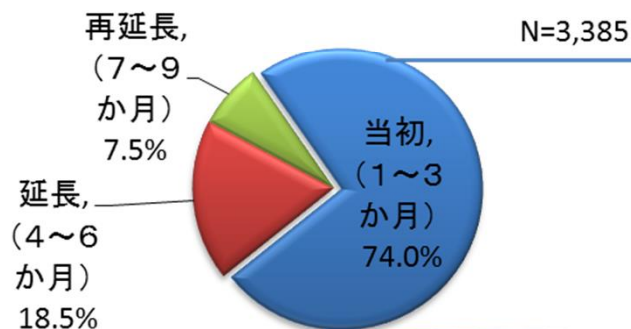
2. 年齢



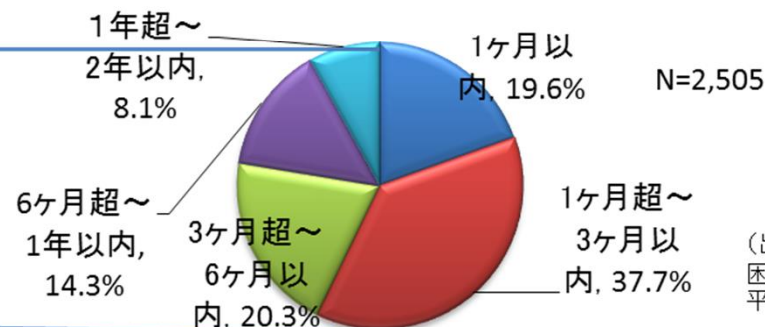
3. 世帯構成



4. 常用就職した者の支給期間別割合



5. 当初支給期間に常用就職した者の失業期間



(出典) 厚生労働省生活困窮者自立支援室調べ。平成28年度実績による。

2 一時生活支援事業について

これまでのホームレス対策等の経緯

1. これまでの経緯

◆ホームレス対策は、平成27年度より、生活困窮者自立支援法に位置づけられ、広く一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、これまで以上に効果を発揮できる包括的な支援を提供する体制が構築された。

(平成26年度まで)

(対象者)

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、特措法)」に定義されたホームレス

(補助事業)

○ホームレス巡回相談事業(H15～)
＜補助率1/2＞(※)

○シェルター事業(H13～)
○自立支援センター事業(H12～)
＜補助率1/2＞(※)

(※ただし、H21～26までは、リーマンショックを受けた緊急的な対策として、10/10で支援を実施)

(平成27年度以降)

(対象者)

特措法に定義されたホームレスだけでなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者

(補助事業)

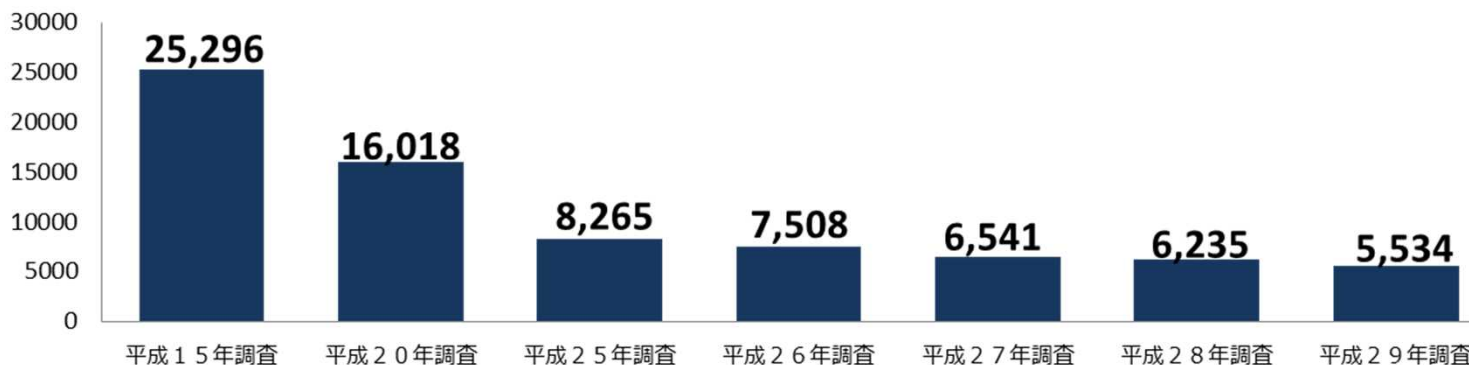
○自立相談支援事業(ホームレス加算)
＜補助率3/4＞

○一時生活支援事業(シェルター、自立支援センター)
＜補助率2/3＞

2. ホームレス数の推移

◆国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は毎年減少している。

ホームレス数(人)



(出典)ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)

ホームレスの生活実態について(28.10調査の概要①)

- 平成28年10月に「ホームレスの生活の実態に関する全国調査」を実施。
 ※東京都23区・政令指定都市(熊本市を除く)及び平成28年1月調査(概数調査)で30人以上ホームレス数の報告があった市において、1,435人へ個別面接
- ホームレスの**高齢化**や、路上生活期間の**長期化**などが課題。

年齢の状況

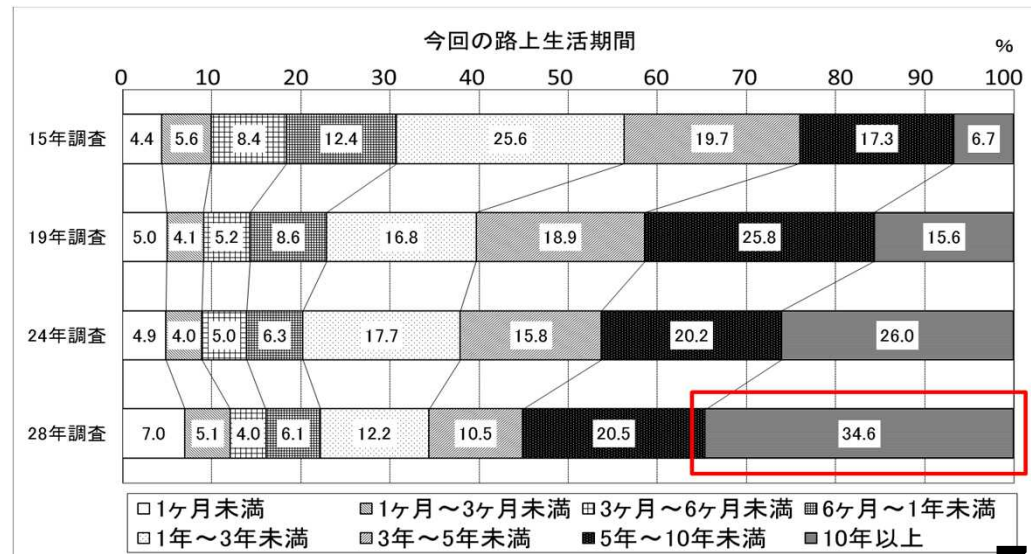
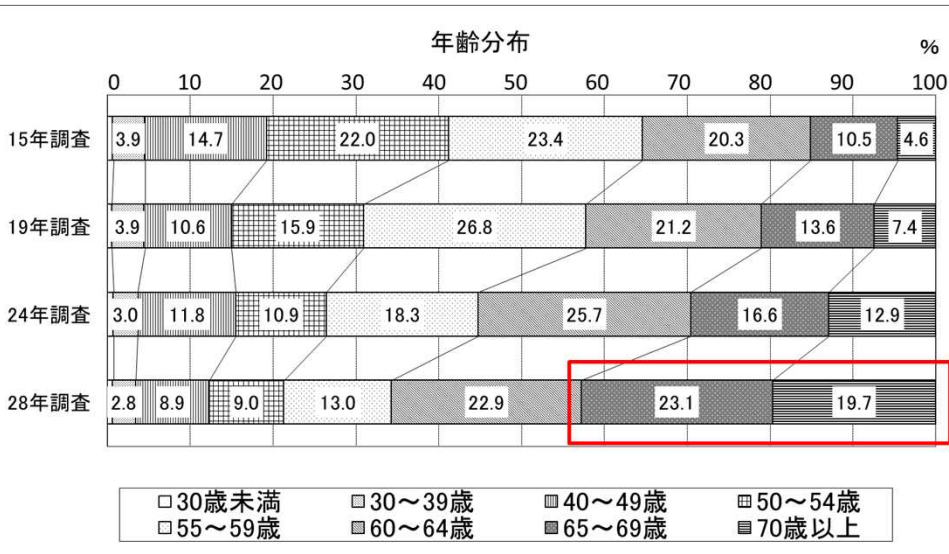
○ 年齢階層

- ・ ~39歳 3.4%(▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9%(▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0%(▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0%(▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9%(▲2.8)
 - ・ **65~69歳 23.1%(+6.5)**
 - ・ **70歳~ 19.7%(+6.8)**
- 平均年齢61.5歳(+2.2歳)

路上での生活

○ 今回の路上生活の期間

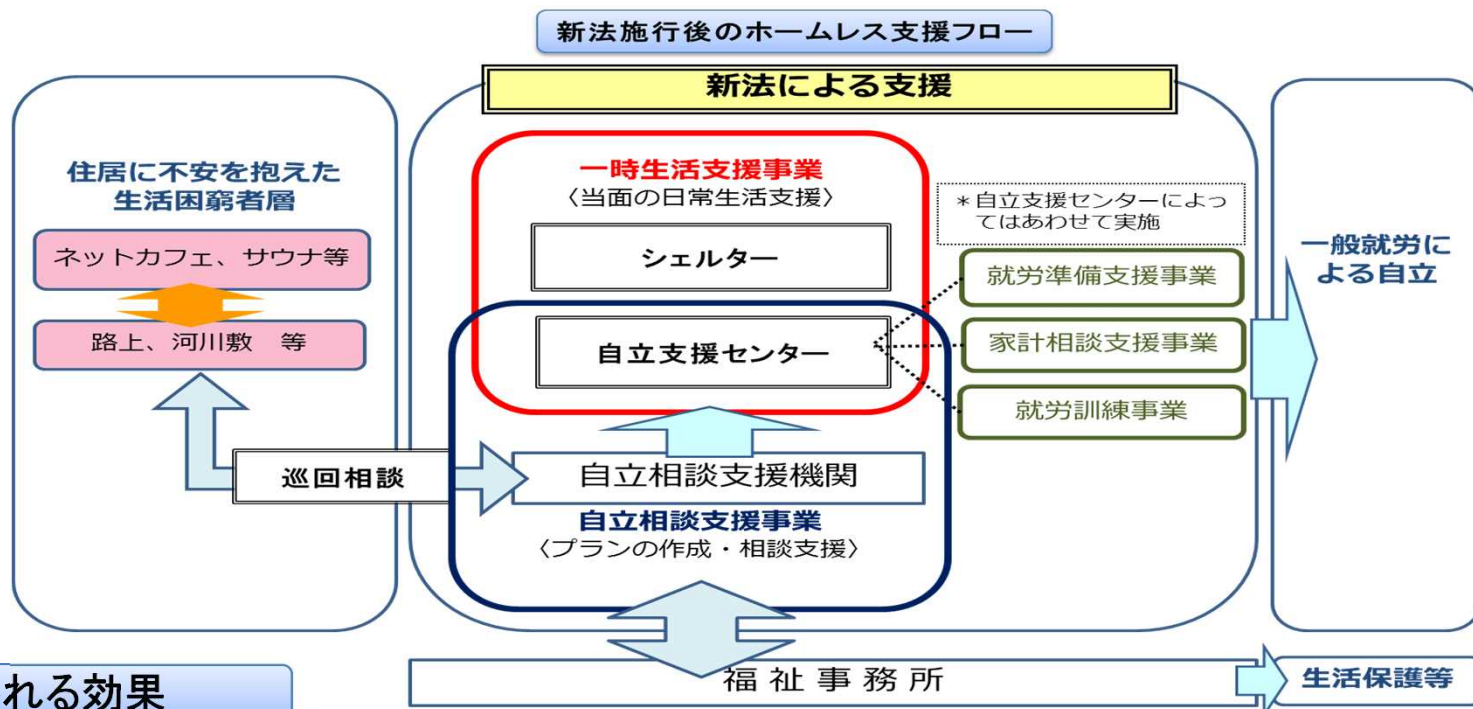
- ・ **「10年以上」 34.6%(+8.6)**
- ・ 「5年以上10年未満」 20.5%(+0.3)
- ・ 「3年以上5年未満」 10.5%(▲5.3)
- ・ 「1年以上3年未満」 12.2%(▲5.5)
- ・ 「1年未満」 22.2%(+2.0)



一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化したものである。
 - 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。



期待される効果

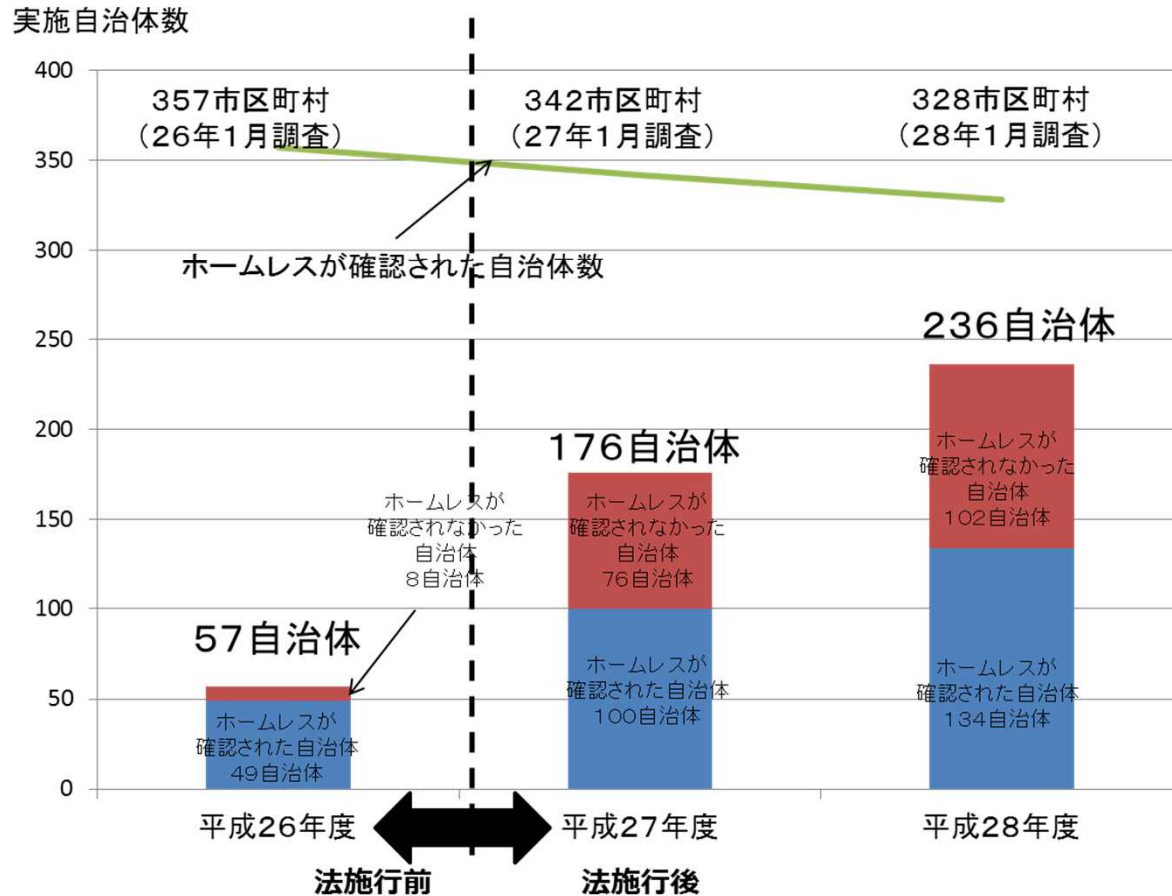
自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

➤ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

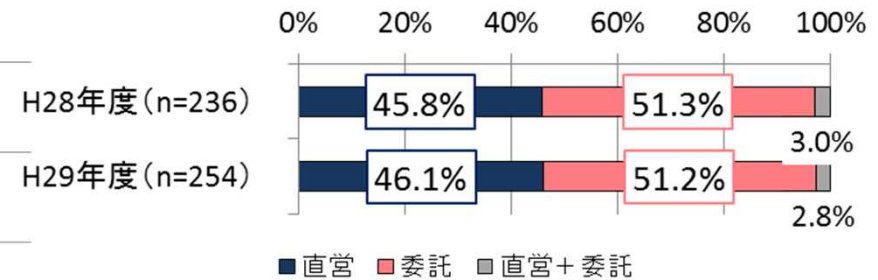
一時生活支援事業の実施状況①

- 一時生活支援事業の実施自治体数は、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、大幅に増加している。特に、ホームレスが確認されなかった自治体・10人未満の自治体において取組が進んでいる。
- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せて半分以上の自治体が委託により実施している。委託先はNPO法人が約4割と最も多く、次いで社会福祉法人(社会福祉協議会以外)である。

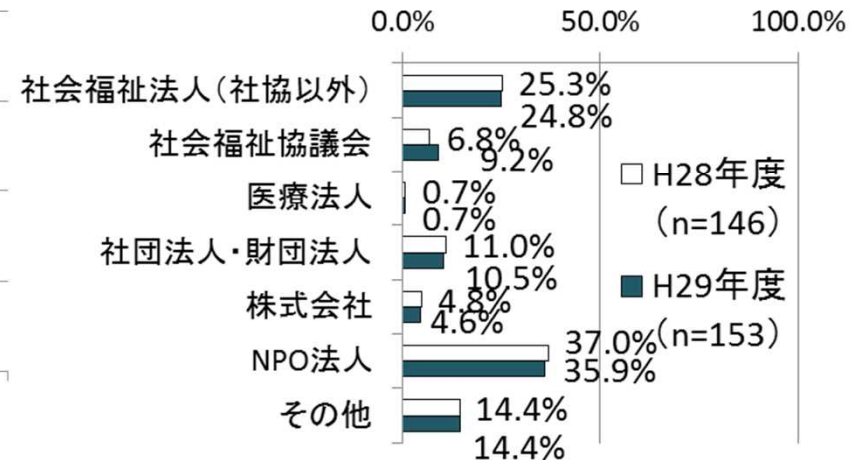
(1) 実施自治体数



(2) 運営方法



(3) 委託先 (複数回答)



(資料出所) (1)についてはホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)、平成26年度ホームレス対策事業運営状況調査、平成27年度自立相談支援事業等実績調査、平成28年度事業実施状況調査。(2)・(3)については平成28年度自立相談支援事業等実績調査・平成29年度事業実施状況調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)

一時生活支援事業の実施状況②

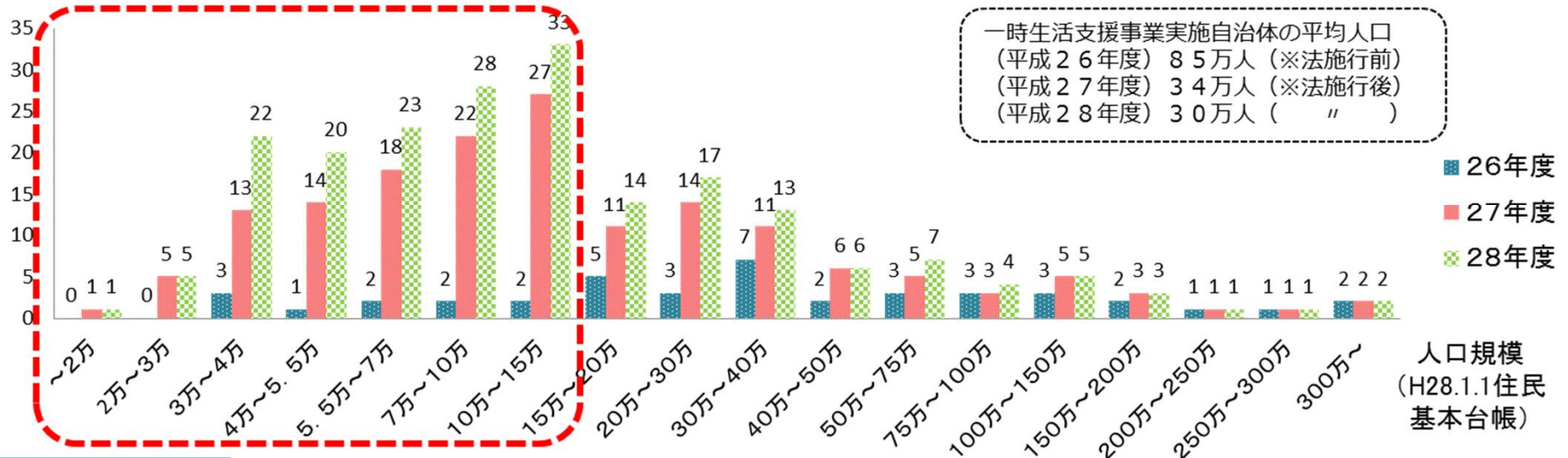
○ 実施自治体を人口規模ごとに見てみると、特に人口15万人未満の市区町村において一時生活支援事業の実施箇所数が大幅に伸びている。また、特に借上型シェルターを設置する自治体が大幅に伸びている。

1. 人口規模ごとの状況

※1 都道府県が実施主体のものは除く。

※2 東京都と特別区が共同で実施している自立支援センターは1自治体としてカウントしている。

実施自治体数



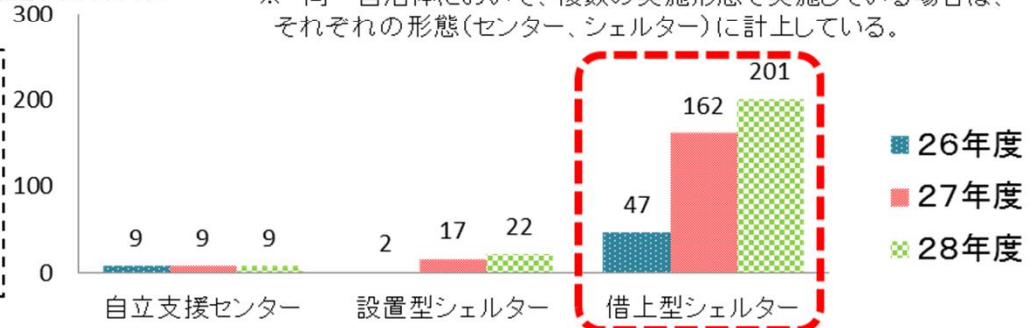
2. 実施形態

◆自立支援センター: 宿所・食事の提供のほか、健康診断、生活相談・指導、職業相談等により就労自立を支援する目的。

◆シェルター: 緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により自立を支援する目的。

実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



一時生活支援事業の実施状況③

①大阪府の取組事例

- 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	大阪市を除く全ての市町村
取組内容	<p>・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。</p> <p>【府、市町村の役割分担】</p> <p>＜大阪府＞</p> <ul style="list-style-type: none">・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 <p>＜契約市＞</p> <ul style="list-style-type: none">・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 <p>＜契約市以外の各市町村＞</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村管内での協力施設の開拓。・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。

②静岡県の取組事例

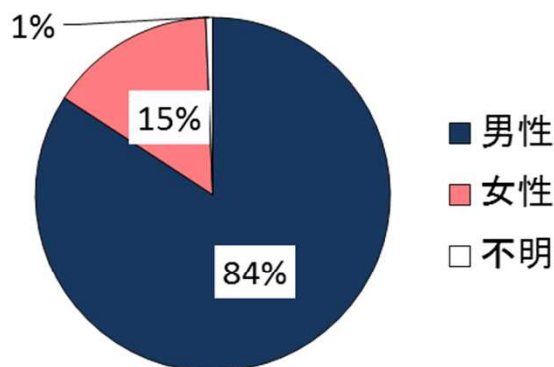
- 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。 <p>②利用状況の把握・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none">・3名の職員が施設事務所に勤務・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成 <p>③食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える・自立後も食糧支援による継続支援

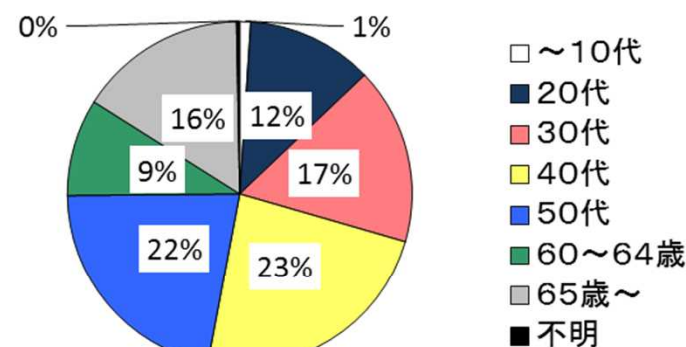
一時生活支援事業の利用状況①

- 男女別の利用状況については、利用者の8割強が男性、1割強が女性であった。
- 年齢別の利用状況については、40代、50代の割合がそれぞれ2割強と最も多く、次いで30代であった。
- 事業利用の有無による「見られた変化」の違いについては、ホームレス・住まい不安定の人で半分以上で「住まいの確保・安定」をはじめとして就労・健康面も含めた改善が確認できる。

(1) 男女別利用状況 (n=3249)



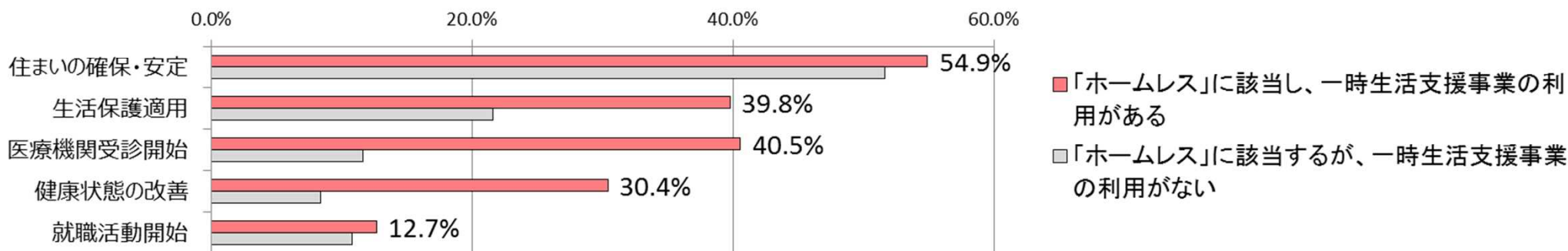
(2) 年齢別利用状況 (n=3249)



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」。調査対象118自治体の平成28年4月～平成29年3月の新規相談受付ケース65,672件のうち、一時生活支援事業の利用者3,249件について集計。

(3) 事業利用の有無による「見られた変化」の違い

利用件数(累計) : 17,339件 (平成28年度)



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」。調査対象118自治体の平成28年4月～平成29年3月の支援決定ケース25,494件についての集計。

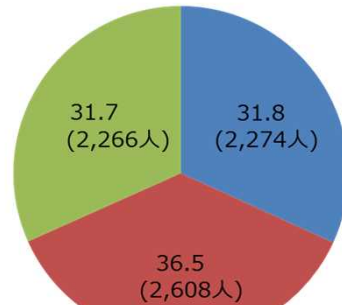
一時生活支援事業の利用状況②

自立支援センター

○自立支援センターの年間延べ入所者及び退所者の推移については、ホームレス数の減少により、延べ入所者数は減少しているが、各年度で、6割強の退所者が就労又は福祉措置により退所している。

平成23年度

延べ入所者数：7,227人
退所者数：7,148人

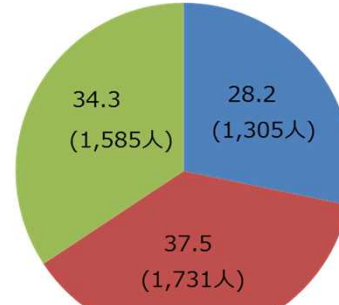


■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

【実施自治体数】(平成24年3月現在)
→11自治体、24施設(定員1,998人)

平成25年度

延べ入所者数：4,901人
退所者数：4,621人

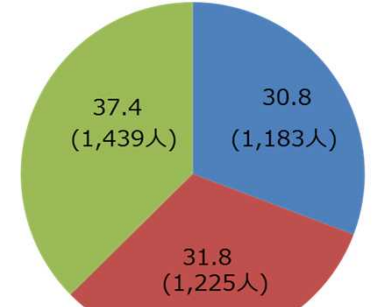


■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

【実施自治体数】(平成26年3月現在)
→9自治体、21施設(定員1,756人)

平成27年度

延べ入所者数：4,071人
退所者数：3,847人



■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

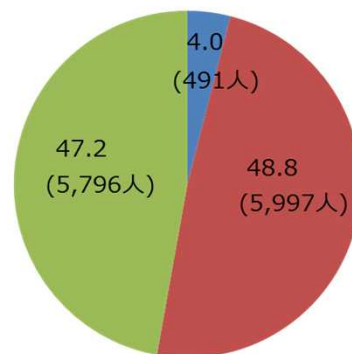
【実施自治体数】(平成28年3月現在)
→9自治体、19施設(定員1,492人)

シェルター

○シェルターの年間延べ退所者数の推移については、各年度で、3～5割の退所者が就労又は福祉措置により退所している。

平成23年度

退所者数：12,284人

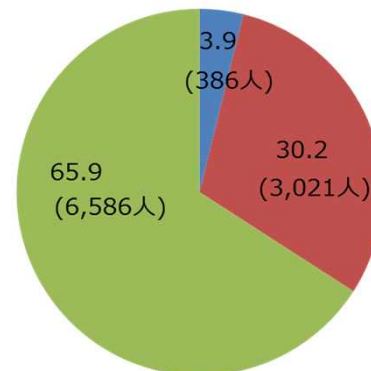


■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

【実施自治体数】(平成24年3月現在)
→42自治体、68施設(定員2,166人)

平成25年度

退所者数：9,993人

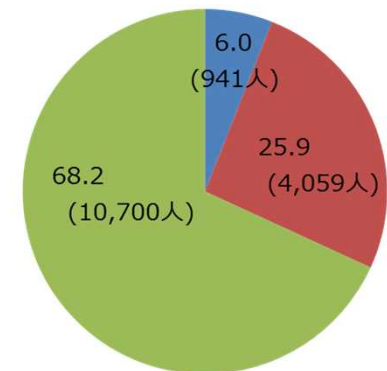


■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

【実施自治体数】(平成26年3月現在)
→52自治体、150施設(定員1,998人)

平成27年度

退所者数：15,700人



■就職退所 ■福祉措置 ■期限到来等

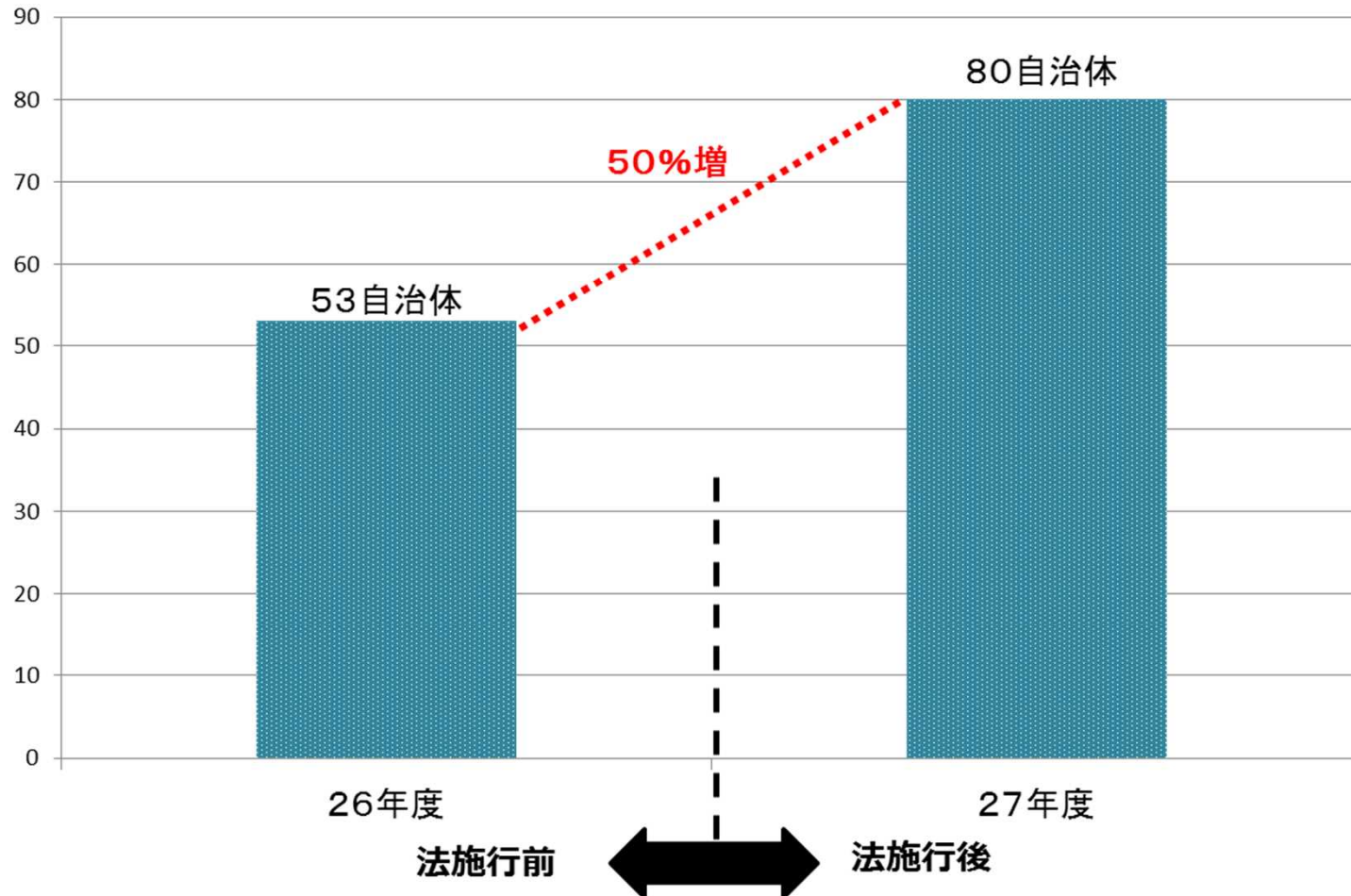
【実施自治体数】(平成28年3月現在)
→179自治体、204施設(定員2,724人)

巡回相談(自立相談支援事業)の実施状況

○ ホームレスに対し巡回相談を実施している自治体は、平成26年度から27年度にかけて1.5倍程度増加している。

※なお、巡回相談に限らず、「ホームレスへの相談支援体制」という意味では、27年度より、自立相談支援事業が必須化されたことにより、全国902の福祉事務所設置自治体にあまねく相談体制が整備されたところ。

実施自治体数



(出典)平成26年度ホームレス対策事業運営状況調査、平成27年度自立相談支援事業等実績調査

3 無料低額宿泊所について

無料低額宿泊所について

無料低額宿泊施設

○ 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始したときは、都道府県知事等へ届け出なければならない。

○ 箇所数:537箇所、入所者数15,600人(うち生活保護受給者14,143人)

※施設数等は平成27年6月末時点。

(参考)社会福祉各法に法的位置付けのない施設

○ 箇所数:1,236箇所、入所者数16,578人

※施設数等は平成27年6月末時点。調査時点で生活保護受給者が2名以上利用している施設数であり、入所者数は生活保護受給者に限る。

無料低額宿泊所等に対するこれまでの取組

○ 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針(ガイドライン)策定

○ 平成22年度～ 優良施設への支援(居宅生活移行支援事業)

→ 生活指導・就労指導を行い、居宅生活への移行を支援するため、無料低額宿泊所に指導員を配置する際の人件費等の財政支援を実施。

○ 平成27年4月 ガイドラインの見直し

→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈(定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等)を具体的に示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。

○ 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し

→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡～11㎡	10㎡～7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会について

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催。

■意見交換会参加者（五十音順・敬称略）

氏名	現職
大西 豊美	全国救護施設協会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
難波 勉	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとポット代表理事

■意見交換会の開催実績

<平成28年10月21日 第1回>

- ・現状認識と課題等について

<平成28年12月21日 第2回>

- ・宿泊施設による支援ニーズへの対応について

<平成29年 2月 2日 第3回>

- ・宿泊施設の実情について

<平成29年 2月13日 第4回>

- ・行政機関との関係について

<平成29年 3月22日 第5回>

- ・これまでの議論を踏まえた意見交換

<平成29年 4月21日 第6回>

- ・議論の整理

1. 基本的考え方

- ◆ 「無料低額宿泊所」等の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

2. 具体的な検討に当たっての視点

① 悪質な事業者に対する規制について

- ◆ 無料低額宿泊所については、本来、一時的に宿泊をさせる場所であり、社会福祉法においては、第2種社会福祉事業と位置付けられているが、一部の地方自治体では、条例で、無料低額宿泊所等に対する規制を行っており、社会福祉法の規定に加え、改善命令、勧告・公表などを規定しているところ。
- ◆ 悪質な事業者に対し、居住環境等の改善を促すには、現在の「ガイドライン」という形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政が改善命令、勧告・公表などを行うことができるよう、法令上の必要な規定の整備を検討する必要があるのではないか。

② 生活支援について

近年、単身での生活が困難な生活困窮者等が増加してきており、日常生活上の相談に應じたり、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在する。生活保護受給者を含めた生活困窮者等に、生活支援を行いつつ、社会とのつながりを提供することは、将来的に、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却につながるるとともに、医療や介護の必要性を低減させることにもつながる。

現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援の提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要。

- ◆ 客観的な指標を作成し、生活支援を必要とする者の状態像を明確化し、その者の状態に応じたサービスを確立していく必要があるのではないか。また、サービスの内容（アセスメント、プランニング、介入、評価）の標準化が必要ではないか。
- ◆ 無料低額宿泊所等については、「一時滞在型」と「長期滞在型」という2つの類型を基本としつつ、それぞれの利用者像、利用期間、施設の基準（構造設備及び運営基準）等について、検討してはどうか。また、地域で生活する生活困窮者等に対する生活支援についても、併せて、検討する必要があるのではないか。
- ◆ 居住者の生活の質が確保されるよう、その者が入所する施設の基準やサービスの水準を定めるとともに、一定の情報公開を求めるなど、法令遵守（コンプライアンス）の状況を確認する必要があるのではないか。具体的な手法については、生活保護基準での対応や、事業として対応する方法などが考えられるのではないか。

第 2 種社会福祉事業等に対する規制の比較

	障害者グループホーム (共同生活援助)	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	有料老人ホーム	保育所		一時預かり事業	無料低額宿泊所
				認可施設	無認可施設		
社福法	第2種社会福祉事業	第2種社会福祉事業	—	第2種社会福祉事業		第2種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
根拠法	障害者総合支援法	老人福祉法 介護保険法	老人福祉法	児童福祉法		児童福祉法	—
許可、 届出等	都道府県知事へ届出 都道府県知事による指定	都道府県知事へ届出 市町村長による指定	都道府県知事へ届出	都道府県知事の認可	都道府県知事へ届出	都道府県知事へ届出	都道府県知事へ届出
基準等	○ (省令で定める人員、設備及 び運営に関する基準を参酌 するなどして条例で規定)	○ (指定サービス事業者につ いて、省令で定める人員、設 備及び運営に関する基準を 参酌するなどして条例で規 定)	— (老健局長通知「有料老人ホ ーム設置運営標準指導指 針」)	○ (省令で定める設備及び運 営に関する基準を参酌する などして条例で規定)	— (雇用均等・児童家庭局長通 知「認可外保育施設指導監督 の指針」、「指導監督基準」)	○ (省令で定める基準)	— (社会・援護局長通知「無料 低額宿泊所の設備、運営等 に関する指針」)
無届等に 対する規 制	— ※指定を受けなければサー ビス給付が受けられない。	— ※指定を受けなければサー ビス給付が受けられない。	— ※届出の有無に関わらず、 有料老人ホームの定義に該 当すれば、老人福祉法第29 条に基づき指導監督の対象 となる。	—	— ※無認可施設に対する調査、 事業停止命令等	— ※届出の有無に関わらず、 一時預かり事業の定義に該 当すれば、児童福祉法第34 条の14に基づき指導監督の 対象となる。	— ※条件を満たせば届出の有 無にかかわらず無料低額宿 泊所に該当する。
調査	○	○	○	○	○	○	○
勧告	○ + 公表 (指定サービス事業者に対 する勧告)	○ + 公表 (指定サービス事業者に対 する勧告)	—	○ (児童福祉施設の設備又は運 営が最低基準に達していない とき)	○ + 公表 (児童の福祉のため必要が あると認めるとき)	—	—
改善命令 等	○ + 公示 (指定サービス事業者に対 する勧告に係る措置の命 令)	○ + 公示 (家賃等以外の金品受領の 禁止等に違反したと認めると き、指定サービス事業者に 対する勧告に係る措置の命 令)	○ + 公示 (前払金の保全措置の義務 等に違反したと認めるとき、 入居者の処遇に関し不当な 行為をし、又はその運営に 関し入居者の利益を害する 行為をしたと認めるとき等)	○ (勧告に従わず、かつ児童 福祉に有害であると認めら れるとき)	—	○ (基準に適合しないと認めら れるに至ったとき)	—
事業停止 命令等	○ (障害者総合支援法に基づく 規定若しくは当該規定に基 づく命令若しくはこれらに基 づいてする処分)に違反したとき、 その事業に関し不当に営利を 図り、若しくはその事業に係る 者の処遇につき不当な行為を したとき等)	○ (設置者が老人福祉法その 他老人の福祉に関する法律 若しくはこれに基づく命令等 に違反したとき、事業に関し 不当に営利を図り、若しくは 入居者の保護のために特に必 要があると認めるとき) ※平成30年4月1日施行	○ (設置者が老人福祉法その 他老人の福祉に関する法律 若しくはこれに基づく命令等 に違反した場合であって、入 居者の保護のために特に必 要があると認めるとき) ※平成30年4月1日施行	○ (設備又は運営が最低基準 に達せず、かつ児童福祉に 著しく有害であると認められ るとき)	○ (児童の福祉のため必要が あると認めるとき)	○ (児童福祉法に基づく命令等 に違反したとき、事業に関し 不当に営利を図り、若しくは 乳児又はその事業に係る幼 児の処遇につき不当な行為 をしたとき)	○ (事業開始の届出義務に違 反し、その事業に関し不当に 営利を図り、若しくは福祉サ ービスの提供を受ける者の 処遇につき不当な行為をし たとき)
罰則	・30万円以下の罰金 (指定サービス事業者が報 告の求めに対して報告をせ ず、若しくは虚偽の報告をし たとき等)	・6月以下の懲役又は50万 円以下の罰金 (改善命令に違反した者) ・30万円以下の罰金 (指定サービス事業者が報 告の求めに対して報告をせ ず、若しくは虚偽の報告をし たとき等)	・30万円以下の罰金 (報告の求めに対して報告を せず、若しくは虚偽の報告を したとき、設置時の届出をせ ず、又は虚偽の届出をしたとき等) ・1年以下の懲役又は100万円 以下の罰金 (事業停止命令に違反した者) ※平成30年4月1日施行	・6月以下の懲役若しくは禁 錮又は50万円以下の罰金 (事業停止命令に違反した 者)	・6月以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金 (事業停止命令、施設閉鎖命 令に違反した者) ・30万円以下の罰金 (正当の理由がないのに、報 告の求めに応じなかった者等) ・50万円以下の過料 (届出をせず、又は虚偽の届 出をした者)	—	・6月以下の懲役若しくは禁 錮又は50万円以下の罰金 (経営制限又は事業停止命 令に違反した者)

無料低額宿泊所の規制等に関する条例の比較について

	埼玉県（平成25年10月1日施行） 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	大阪府（平成22年11月4日施行） 被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例	さいたま市（平成25年10月1日施行） 被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
対象事業	住居等及び生活サービスを提供する事業 ※住居等：住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設 ※生活サービス：衣類、食材等の日常生活必需品の供与、食事その他の生活に関するサービス	2人以上の被保護者等に対し、住居等を提供するとともに、生活サービスを提供し、又は金銭等管理サービスを提供する事業等 ※住居等：住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設 ※生活サービス：被服、寝具、その他の日常生活上必要なサービスであって1月を超えて継続的に提供されるもの ※金銭等管理サービス：生活保護費が払い込まれる預貯金口座に係る通帳等の管理を行うサービス	
届出	事業を開始したときは、1月以内に以下の事項を知事に届け出なければならない。 ・事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地 ・事業の内容 ・定款その他の基本約款	事業を営もうとする者は、あらかじめ、以下の事項を知事に届け出なければならない。 ・氏名、名称、住所、法人は代表者 ・事業の種別・内容 ・建物の名称、所在地	事業を開始したときは、1月以内に以下の事項を市長に届け出なければならない。 ・氏名、名称、住所 ・事業の内容 ・建物の名称、所在地 ・定款その他の基本約款
契約	・契約の解除に際し利用者に不利益となる事項、契約期間に係る制限 ・申込時の説明 ・契約締結時の書面の交付 ※契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。	・契約の解除に係る規制 ・契約締結前の重要事項の説明等 ・契約締結時の書面の交付	・契約の解除、期間に係る規制 ・契約締結前の重要事項の説明等 ・契約締結時の書面の交付 ※契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。
設備基準等	・居室を原則として個室とするよう努めなければならない。 ・各居室の居住の用に供する専用部分（収納設備に係る部分を除く）について、床面積7.43平方メートル以上かつ空間の容積を15.603立方メートル以上とするよう努めなければならない（既存施設で知事が認めるときはそれぞれ4.95平方メートル、10.395立方メートル）。 ・被保護者等の支払う費用、虐待防止、自立支援について規定。	規定なし	・居室を同時に2以上の世帯に利用させてはならない。 ・一の居室の専用部分（収納設備及び台所、食堂等の多人数で共用に供する部分を除く）について、床面積を7.43平方メートル以上かつ空間の容積を15.603立方メートル以上とするよう努めなければならない。 ・飲食料品提供、各種費用、衛生管理・災害予防の措置、虐待防止、自立支援について規定。
指導・助言	規定なし	規定なし	必要な指導及び助言をすることができる。
報告・調査	必要と認める事項の報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿等の検査、経営状況を調査させることができる。	必要な事項の報告を求めることができる。	必要と認める事項の報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿等の検査、経営状況を調査させることができる。
勧告・命令	・必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	・必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 ・勧告に従わないときは、従うべきことを命ずることができる。	・必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 ・勧告に従わないときは、従うべきことを命ずることができる。
公表	勧告に従わなかったときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。	勧告に従うべき命令に違反したときは、違反した者の氏名、住所、命令の内容を公表することができる。	勧告に従うべき命令に違反したときは、違反した者の氏名、住所、命令の内容を公表することができる。
事業停止	事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。	規定なし	事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。
罰則	事業の制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	勧告に従うべき命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金	事業の制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※独自に条例を制定している自治体は、他にも茨城県等複数ある。

4 保護施設について

保護施設の概要

		救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設		
目的		身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う		
扶助との関係		生活扶助を居宅において行うことができない場合、居宅では保護の目的を達しがたい場合等、被保護者を救護施設、更生施設等に入所させ、又は入所を委託して生活扶助を行うことができる			医療扶助の現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは指定医療機関に委託して行う			生業扶助の現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設等の施設を利用させ、又は授産施設等に委託して行う			住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設に委託して行う					
設置主体		都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社														
運営費		措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）														
整備費		法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）														
施設数	設置者	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	27	185	39	146	19	15	4	59	2	57	18	6	12	11	7	4
定員		16,697人			1,408人			—			573人			810人		
在所者数		16,984人			1,409人			—			347人			372人		

（注）施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」（平成27年10月1日現在）

救護施設入所者の状況

○性別

平成28年10月1日現在

	男性	女性	計
人数	10,497	5,968	16,465
割合	63.8%	36.2%	100.0%

○年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答	計
人数	6	91	329	1,225	2,908	3,090	8,689	127	16,465
割合	0.0%	0.6%	2.0%	7.4%	17.7%	18.8%	52.8%	0.8%	100.0%

○入所期間

	1年未満	1年以上～ 5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上～ 30年未満	30年以上～ 40年未満	40年以上	無回答	計
人数	2,185	4,658	3,014	2,739	1,376	1,104	1,292	97	16,465
割合	13.3%	28.3%	18.3%	16.6%	8.4%	6.7%	7.8%	0.6%	100.0%

○利用者の障害状況

	障害なし	身体障害	知的障害	精神障害	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	生活障害	その他	無回答	計
人数	1,721	1,245	2,227	6,774	654	818	1,544	317	987	74	104	16,465
割合	10.5%	7.6%	13.5%	41.1%	4.0%	5.0%	9.4%	1.9%	6.0%	0.4%	0.6%	100.0%

救護施設の入所前と退所先の状況

<入所前(28年10月時点入所者の状況)>

	人数	割合
他の救護施設	857	5.2%
救護施設以外の保護施設	387	2.4%
他の障害者施設	749	4.5%
介護保険施設	89	0.5%
介護保険施設以外の老人福祉施設	63	0.4%
その他の社会福祉施設	467	2.8%
在宅	4,442	27.0%
入院(精神科病院)	6,093	37.0%
入院(一般病院)	1,579	9.6%
司法施設	217	1.3%
野宿生活	539	3.3%
その他	356	2.2%
無回答	627	3.8%
合計	16,465	100.0%

<退所先(27年度退所者の状況)>

	人数	割合
他の救護施設	301	9.2%
救護施設以外の保護施設	19	0.6%
他の障害者施設	38	1.2%
介護保険施設	154	4.7%
介護保険施設以外の老人福祉施設	202	6.2%
その他の社会福祉施設	24	0.7%
家族(両親等)と同居して居宅生活	51	1.6%
アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活	848	26.0%
グループホーム、福祉ホームで居宅生活	117	3.6%
入院(精神科病院)	371	11.4%
入院(一般病院)	226	6.9%
司法施設	30	0.9%
野宿生活	35	1.1%
死亡	478	14.6%
その他	40	1.2%
無回答	329	10.1%
合計	3,263	100.0%

地域移行割合

31.1%

救護施設等における各種事業

	保護施設通所事業	救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。	救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	居宅で生活する被保護者であって、一時的に精神状態が不安定となる等の理由により居宅生活が困難になる者等に救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度（救護施設通所事業は平成元年～）	平成16年度	平成17年度（23年度～負担金化）
対象施設	救護施設・更生施設	救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練（生活指導、就労指導等） ・訪問指導（職員の居宅訪問による生活指導等）	・日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） ・社会生活訓練（通院、買物、対人関係構築等） ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・居宅で生活する精神障害者等であって、精神状態が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合 等
利用期間	1年以内（更新可）	1年以内（1年以内延長可）	7日以内（1ヶ月まで延長可）
対象者	・保護施設退所者で引続き指導訓練等が必要と認められる者 ・居宅の被保護者（事業定員の3割限度）	・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが可能となると認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 （特別な事情がある場合には5名を下限）	2名～5名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 （定員5名以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上）	2名以上（責任者として1名専任）	（既存の施設職員が対応）
運営費	【通所訓練】※東京都等の場合 救護施設：1人当たり月額：120,000円 更生施設：1人当たり月額：115,900円 【訪問指導】1人当たり月額：23,300円	月額（1施設当たり）5名以上：75万8,670円 3～4名：60万3,670円 2名：52万6,170円	例：東京都の救護施設（定員101～110名） 約4,900円×実入所日数
実施箇所数	救護施設（全186ヶ所） うち、48ヶ所	更生施設（全21ヶ所） うち、17ヶ所	107ヶ所
定員	1,096人	544人	307人
利用者数	853人	429人	286人

※ 実施箇所数等は保護課調べ（平成29年4月1日現在）

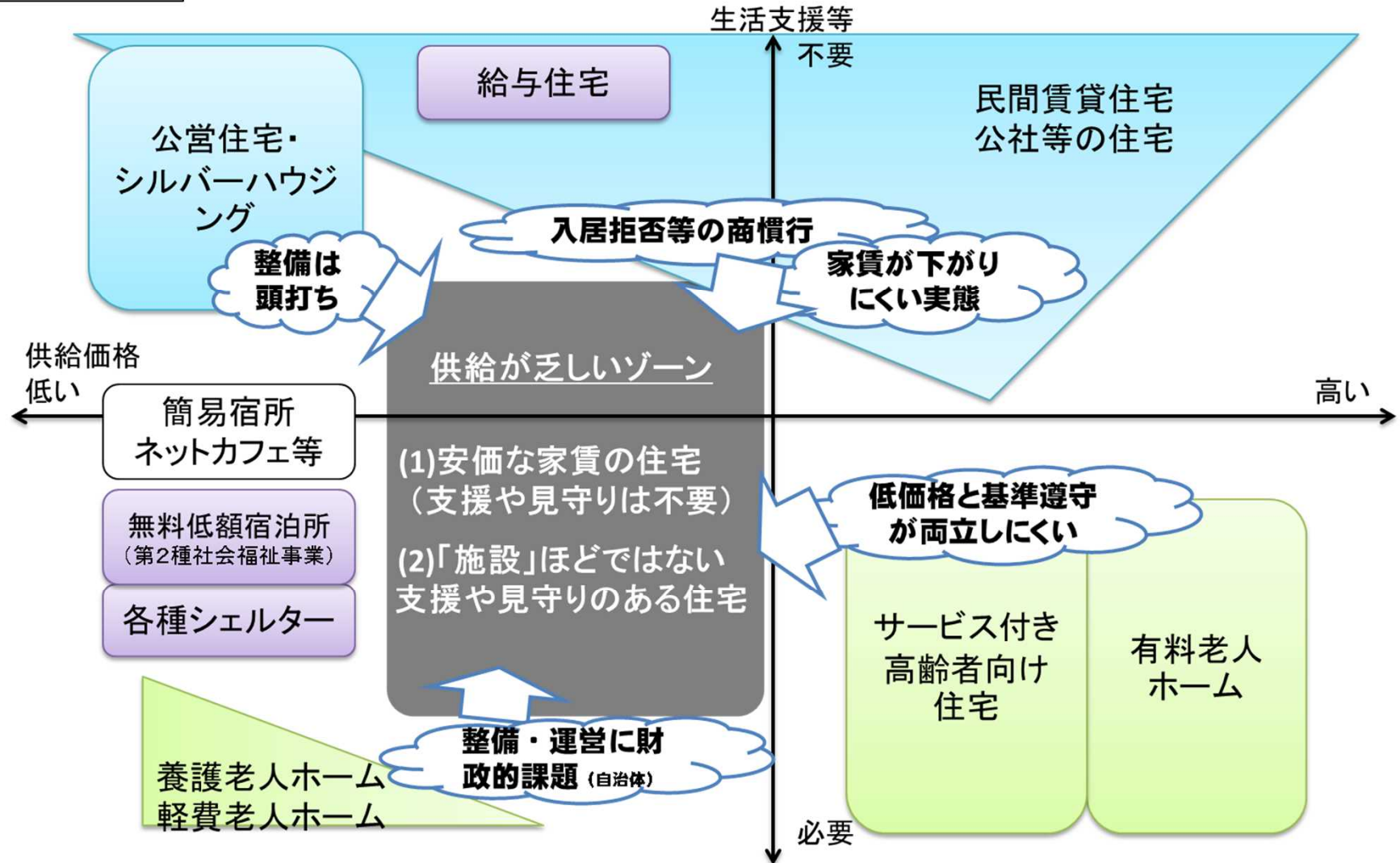
生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月15日）（抄）

- ・ 現在の保護施設の性格や施設最低基準は時代のニーズに合わない部分があり、他の社会福祉施設同様に、社会福祉法の理念に沿って、施設名称や各保護施設における機能の整理統合も含め、今後、総合的な見直しを検討する必要がある。
- ・ なお、救護施設、更生施設及び授産施設については、居宅での保護や他法の専門的施設での受入が可能な者についてはこれを優先すべきであり、また原則的にはそれへ移行する経過的な施設として位置付け、施設最低基準の再検討も行う必要がある。特に、救護施設については、近年においても施設数や定員が増加しているが、生活扶助を実施するための施設としてだけでなく、現実に求められている多様なニーズに対応し、自立支援プログラムとの関連において、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用することについて検討することが重要である。

5 新たな居住支援について

居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)より



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者*の状況

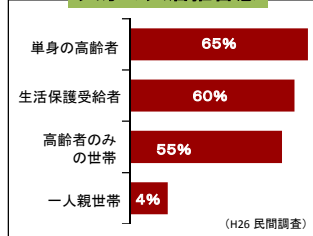
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇄ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○ 住宅ストックの状況

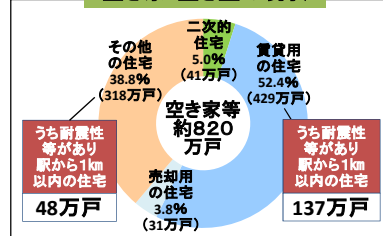
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

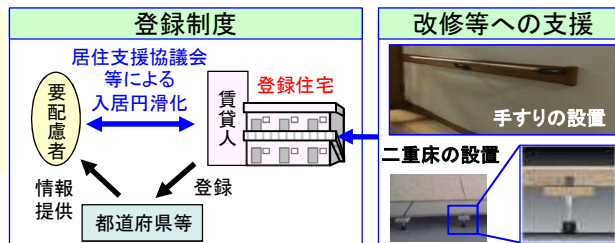
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

* 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

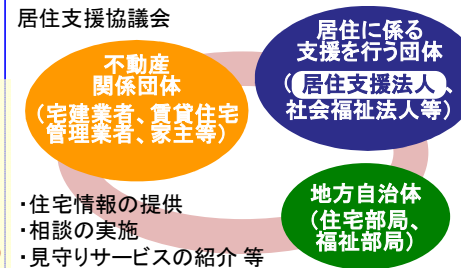
H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686 市区町村) (2016年)
⇒80% (①+② ≥ 1,393市区町村) (2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等



第1回連絡協議会の様子



居住支援協議会による支援事例

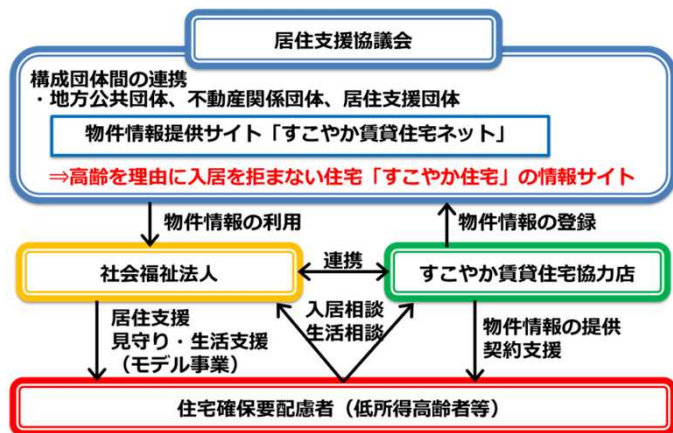
○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成29年3月末現在66協議会(47都道府県及び19区市町)設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

【京都市居住支援協議会】 ※H24. 9設立

- 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。
 - ※ 入居契約数: 44件(うち契約終了は6件)29年1月時点
 - ※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)
- 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



【大牟田市居住支援協議会】 ※H25. 6設立

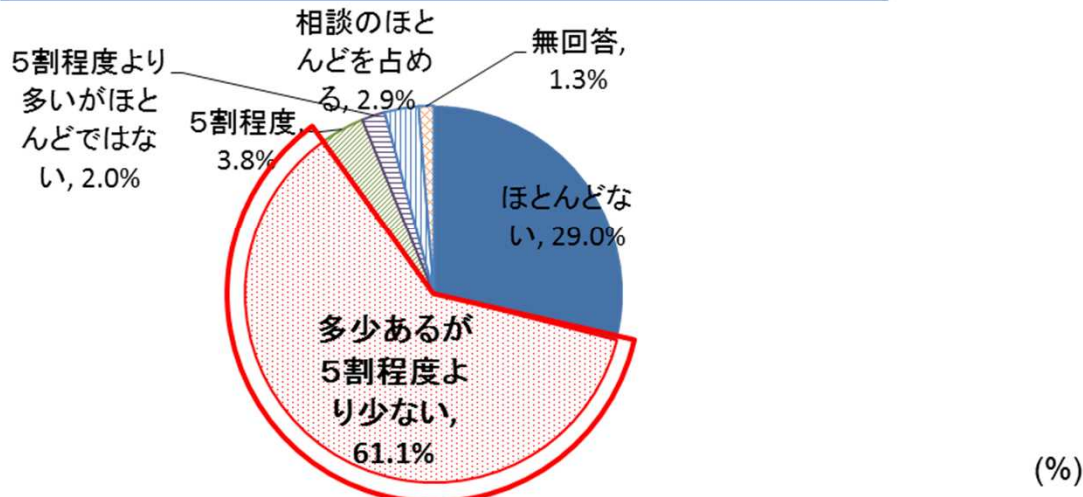
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。
 - ※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。
 - ※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



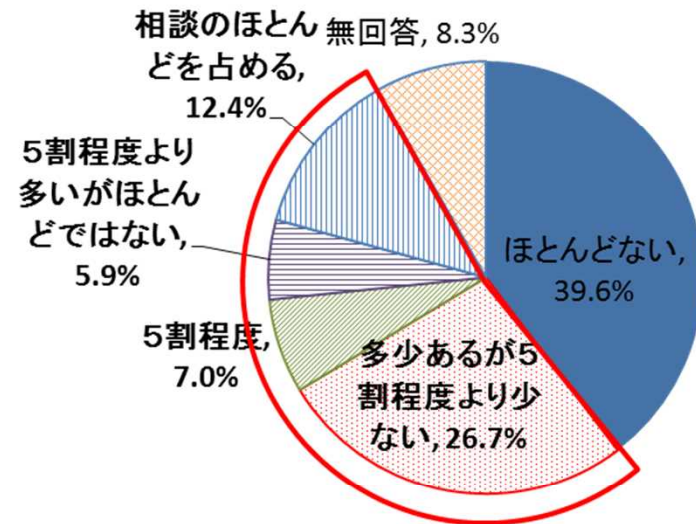
自立相談支援機関における居住支援ニーズ

- 新規相談のうち、住まいに関する相談は「多少あるが5割程度より少ない」とする自立相談支援機関が全体の約6割を占める。指定都市では、「相談のほとんどを占める」とする自立相談支援機関も2割弱存在する。
- 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先の確保が課題となっている自立相談支援機関が約半数を占める。

1. 新規相談のうち、住まいに関する相談が占める割合



2. 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先となる人がいないことが課題となったケースの割合



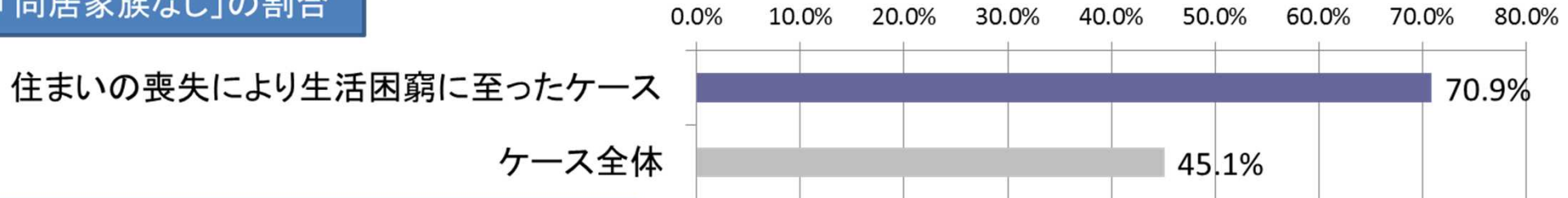
	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
ほとんどない	29.0	1.6	6.3	29.5	51.7
多少あるが5割程度より少ない	61.1	65.6	83.3	64.0	41.5
5割程度	3.8	12.5	2.1	2.8	2.5
5割程度より多いがほとんどではない	2.0	3.1	4.2	1.5	1.7
相談のほとんどを占める	2.9	17.2	2.1	0.6	1.7
無回答	1.3	-	2.1	1.5	0.8

(資料出所)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者の賃貸住宅入居支援にかかる具体的な方策の普及に向けた検討事業」((一財)高齢者住宅財団)。自立相談支援機関1,148か所を対象とし555機関から回答。

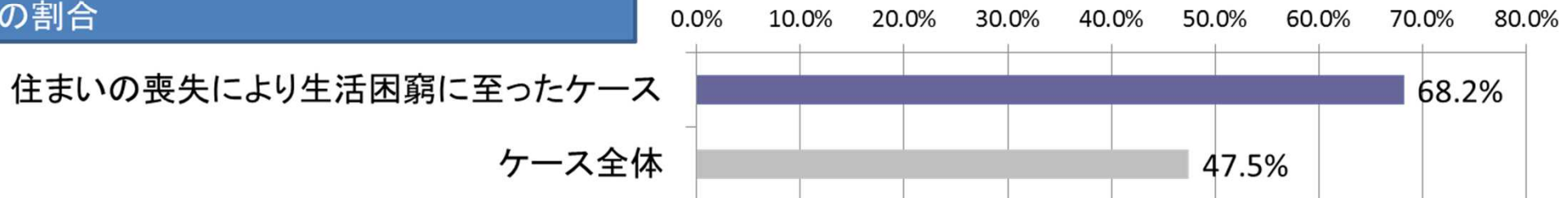
居住支援ニーズと社会的孤立の関係

○ 住まいの喪失により生活困窮に至ったケース(プラン作成ケース)は、全体と比較して「同居家族がない」「人間関係・社会とのつながりに課題がある」「経済的に頼れる人がいない」割合が高く、社会的孤立の状況にあることがわかる。

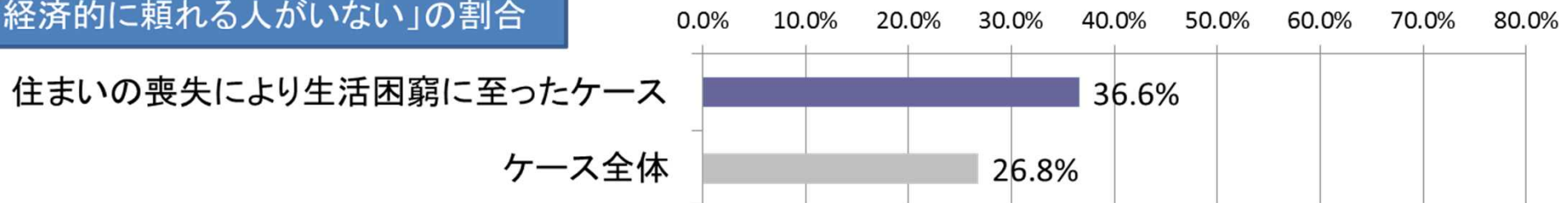
1. 「同居家族なし」の割合



2. 「人間関係・社会とのつながりに問題がある」の割合



3. 「経済的に頼れる人がいない」の割合



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮の発生メカニズムに関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)。人口15万人以上の156自治体におけるプラン作成ケース2,694件について、生活の困窮状況とライフヒストリーに関するアンケート調査を実施したもの。住まいの喪失により生活困窮に至ったケースはうち292件。

生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

⇒ こうした困難を抱える者は、身寄りが無い、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算

【予算額】 2.5億円

【補助率】 1/2

居住支援事業(平成29年度新規事業)の実施状況

- 平成29年度予算による居住支援事業について、地域の持家率などに関わらず支援ニーズが認識されており、各地で実施が広がっている。

【愛知県】 参考:愛知県の持家率58.7%

運営方法:公益社団法人に委託

支援内容:

- 委託先に専用回線を設け、住まいに関する電話相談(入居者、入居希望者や大家)や困窮者に対する理解のある大家・物件の紹介
- 委託先の法人が大家に対して、入居後の見守りや日常の声かけなどを促す

(参考)事業のパンフレット



【富山県高岡市】 参考:富山県の持家率79.4%

運営方法:直営

支援内容:

- 不動産業者の紹介
- 市の建築部門と連携して空き家となっている住宅を低廉な家賃で貸してもらえよう、オーナーと交渉や対象物件の調査など

【埼玉県飯能市】 参考:埼玉県の持家率66.1%

運営方法:直営

支援内容:

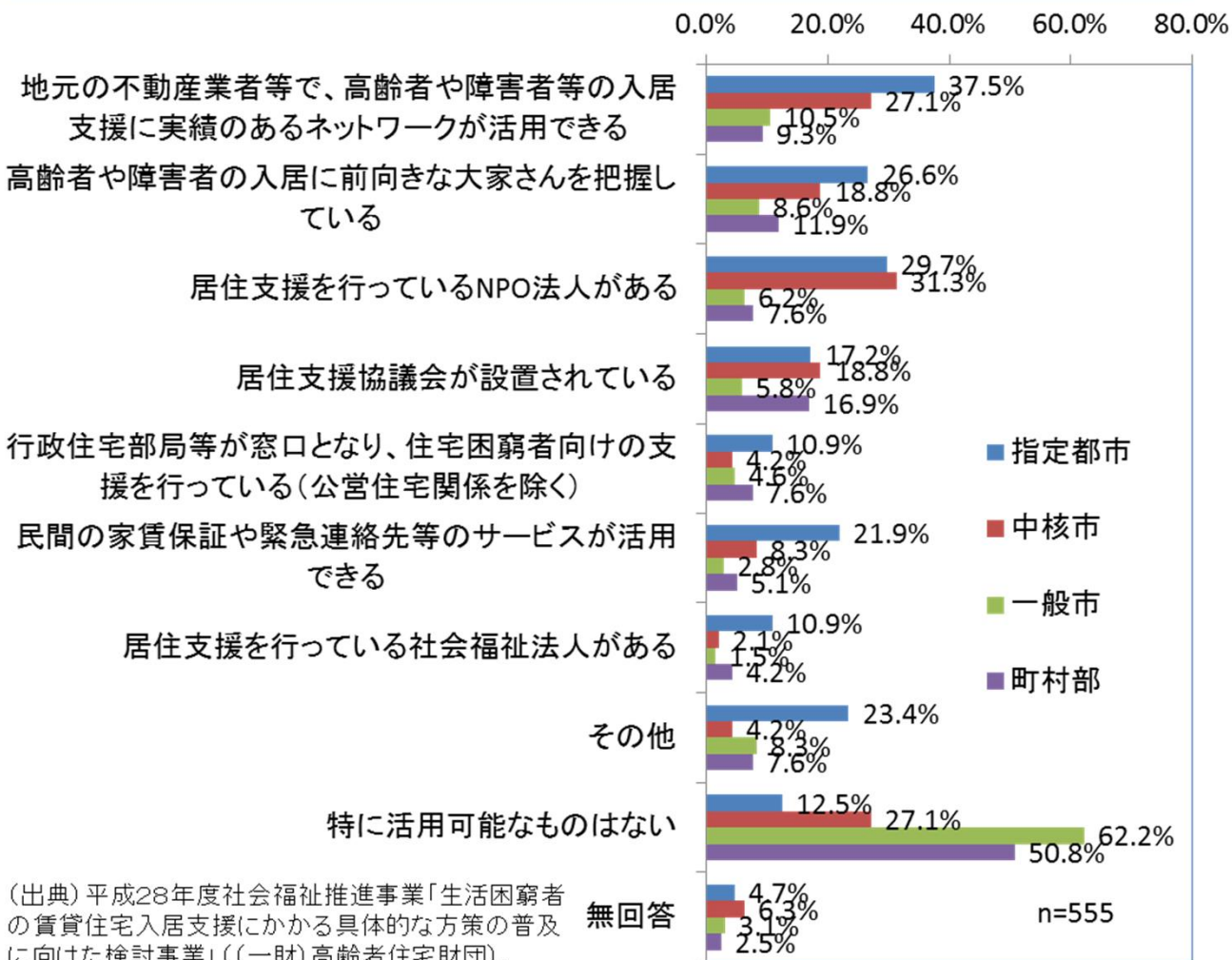
- 物件探しのお手伝い
- 不動産事業者へ同行し契約等支援
- 入居後の支援(住民票などの転居手続き等)

民間の住宅関連事業者との連携事例

○ 自立相談支援機関においては、生活困窮者の居住支援ニーズに対して、住居確保給付金を活用する場合にとどまらず、民間の住宅関連事業者との連携による支援が広がっている。

1. 生活困窮者の賃貸住宅入居支援に際して活用可能な社会資源の状況

2. 自立相談支援機関と地元の不動産事業者との連携事例



←不動産店の店頭
に設置されている自
立相談支援事業の
案内パンフレット



← ↑ 自立相談支援機
関の支援員と、地元
の不動産事業者との打
合わせの様子(制度概
要の共有や、生活困窮
者が入居しやすい物件
の場所の確認などを行
っている)



居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な家賃の住宅の確保



新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

2. 入居支援の強化



- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。

3. 家賃債務保証の円滑化



- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

4. 施設ほどではない支援や見守りの提供



- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる(次ページ)。

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組(墨田区・台東区)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



共同リビング・サロン

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

NPO法人抱樸による取組(北九州市)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



(互助会運営委員会の様子)

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」(低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)の取組(豊後大野市)

戸建ての空き家を活用



シェアハウスでの同居

養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

ナガヤタワーにおける取組(鹿児島市)

通常の民間マンション(6階建て・1R~2LDK)



共同リビング・台所・風呂

共同生活の調整役として、相談員が交流企画(食事会やサークル活動等)を担う。

6 特にご議論いただきたい点

特にご議論いただきたい点

1. 一時生活支援事業について

- ホームレスの高齢化・路上生活の長期化も見られる中、効果的に自立支援が行われるためにはどのようなことが考えられるか。

2. 生活保護受給者の住まう場について

- 無料低額宿泊所については、いわゆる「貧困ビジネス」と言われる悪質な事業者の規制に係る法令の規定を整備する必要があるのではないか。
- 無料低額宿泊所において生活支援サービスを提供している場合、その提供にかかるコストはどのように賄われることが適当であるか。
- 保護施設については、平成16年の報告書以降の取組をどのように評価し、今後どのような役割を期待するか。

特にご議論いただきたい点

3. 新たな居住支援について

- 安価な家賃の住宅の確保等については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされたが、今後、実効性のある施行に向けて、福祉・住宅行政がどのように連携していくか。
(検討の視点(例))
 - ・ 福祉事務所設置自治体レベルで把握している居住支援ニーズをどのように支援につなげるか
 - ・ 都道府県を中心に設置されている居住支援協議会がこうしたニーズに対応するための枠組みをどう考えるか。

- 生活困窮者は孤立の課題を抱えており、安心して住まうために、孤立の解消に向けた支援や見守りをどのように提供していくか。
(検討の視点(例))
 - ・ 先進的な取組事例に共通する要素は、孤立の解消を目的に、共同リビングを設ける等して住む人同士の関係づくり(共生)を支えることではないか。こうした支援のあり方についてどう考えるか。
 - ・ その際、生活困窮者は「支えられる側」に固定されるわけではなく、例えば見守りをする側になる等、支える側としての役割も果たせるのではないか。
 - ・ こうした支援や見守りがあれば、民間賃貸住宅に居住しやすくなるのではないか。
 - ・ 住む人同士の関係づくり(共生)では解決しきれない問題に対して、どのように支援していくか。